

○松本市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分要綱

平成27年3月31日

上下水道局告示第5号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程（平成10年上下水道局管理規程第27号。以下「規程」という。）第13条第2項の規定による下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定の取消し及び指定の効力の停止の処分（以下これらを「処分」という。）の基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 管理者は、指定工事店に規程第13条第2項各号のいずれかに該当する事実（以下「違反行為」という。）があると認められるときは、管理者が指定する職員をしてその事実関係の調査を行う。

2 前項の調査を行った職員が違反行為を確認したときは、下水道排水設備指定工事店違反報告書（様式第1号）により上下水道局長に報告するものとする。

(違反行為の審査)

第3条 上下水道局長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、違反行為を行った指定工事業者に付与する点数及び処分について、速やかに松本市下水道排水設備指定工事店等審査委員会規程（平成10年上下水道局管理規程第28号）に規定する松本市下水道排水設備指定工事店等審査委員会（以下「審査会」という。）の審査に付する。

(処分の基準等)

第4条 管理者は、審査会の審査結果により、違反行為のあった指定工事店に対し、別表第1に定める違反行為の項目の区分に応じ、当該区分に定める点数を付与し、別表第2に定める累積点数の区分に応じ、当該区分に定める処分を行う。

2 前項の場合において、違反行為が別表第1に定める二つ以上の違反行為の項目に該当するときは、それぞれの点数を加算する。

3 前2項の規定により違反行為を行った指定工事店に対して付与された点数は、第1項の処分を受けた日又は第6条の指導を受けた日から起算して2年を経過する日までは消滅しない。

(処分の通知)

第5条 管理者は、処分を決定したときは、処分を受ける指定工事店に速やかに処分決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、規程第20条の規定により公示し、関係機関に通知するものとする。

(指導)

第6条 管理者は、第4条の規定により付与した累積点数が処分の対象となる点数に満たない場合であっても、当該指定工事店に対し、指導通知書（様式第3号）により指導を行うものとする。

(処分後の工事施行)

第7条 指定工事店が処分を受けた時点において未竣工の工事があるときは、当該工事に限り、その完了までの施工及びそれに付随する届出その他の行為を続行することができるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行し、同日以後に行われる違反行為に対する処分から適用する。

附 則 (平成28年3月31日上下水道局告示第2号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月19日上下水道局告示第3号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、松本市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の松本市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この告示による改正前の松本市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和8年3月26日上下水道局告示第6号)

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分要綱の規定による様式とみなす。

別表第1 (第4条関係)

違反行為の項目		付与する点数	関係条例等
1 条例又は工事店規程に違反したとき。			
(1) 排水施設等の新設等において、あらかじめ法令の規定に適合するものであるか管理者の確認を受けなかったとき。		100点	条例 第12条 第1項

(2) (1)の確認後の変更について、管理者の確認を受けなかったとき。	50点	条例 第12条 第2項
(3) 指定の効力の停止期間中に松本市の給水区域において工事を施行したとき。	300点	条例 第13条
(4) 排水施設等の新設等を行い、工事の完了した日から20日以内に管理者にその旨の届出を怠り、検査を受けなかったとき。	50点	条例 第14条 第1項
2 指定要件を欠き、又は欠格事項に該当する場合で、辞退届を提出しなかったとき。		
(1) 責任技術者が専属しなくなったとき。	300点	規程
(2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有しなくなったとき。	300点	第3条 第12条
(3) 長野県内に営業所を有しなくなったとき。	300点	第13条
(4) 次のいずれかに該当したとき。 ア 工事業者が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。 イ 工事業者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。 ウ 工事業者が、公益財団法人長野県上下水道公社の理事長から責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過しないとき。 エ 工事業者が、その業務に関し、不正な行為又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。	300点	規程 第4条 第12条 第13条
3 誠実に排水設備工事を施工しないとき。		
(1) 工事施工の申込みを受け、正当な理由がなくこれを拒んだとき。	100点	規程 第8条
(2) 適正な工費で施工しないとき。また、工事契約に際し工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき。	100点	第13条
(3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は	100点	

	請け負わせたとき。		
	(4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき。	100点	
	(5) 条例第12条に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けずに工事に着手したとき。	100点	
	(6) 責任技術者の監理の下において設計及び施工をしなかったとき。	100点	
	(7) 竣工検査後、天災地変又は使用者の責に帰すべき以外の理由により生じた1年以内の故障等について、無償で補修しなかったとき。	50点	
4	管理者が工事の施工方法を不相当と認め、工事の変更又は中止を命ぜられた場合で、正当な理由なくこれを拒んだとき。	100点	規程 第13条 第15条
5	管理者から指定工事店の業務内容、材料及び帳簿等について調査又は報告を求められ、これを拒んだとき。	100点	規程 第13条 第16条
6	責任技術者の責務を行わないとき。		
	(1) 工事が完了した際の管理者の検査に立ち会わないとき。	100点	規程
	(2) 責任技術者が複数の指定工事店に専属したとき。	100点	第13条 第17条
7	規程第21条に規定する事務連絡会に指定工事店又は責任技術者が出席しないとき。	50点	規程 第13条 第21条

別表第2（第4条関係）

累積点数	処分
150点以上となったとき。	指定の効力の停止 1月
300点以上となったとき。	指定の取消し

様式第1号(第2条関係)

下水道排水設備指定工事店違反報告書 年 月 日 (宛先)上下水道局長 次のとおり違反行為を確認したので、松本市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分要綱第2条第2項の規定により報告します。 記	
指定工事店の名称及び 責任技術者氏名	
違反行為の項目	
違反の状況等	
事情聴取の内容等	
確認日	年 月 日
確認場所	
報告者職・氏名	
意見等	

様式第2号(第5条関係)

処分決定通知書 第 号 年 月 日 住所 氏名又は名称 (代表者氏名) 様 松本市長 下記のとおり処分を決定したので、松本市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分要綱第5条の規定により通知します。 記			
違反行為に 対する処分	☐ 指定の取消し ☐ 指定の効力停止 年 月 日から 年 月 日まで (松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程第13条第2項)		
処分の理由			
処分に関する 累積点数等	点	前回までの点数 今回の処分点数 累積点数	点 点 点
処分年月日	年 月 日		
処分に対する 審査請求等 に関する教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に松本市を被告として(訴訟において市を代表する者は松本市長となります。)提起することができます(なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。		

指導通知書	
	第 号 年 月 日
住所 氏名又は名称 (代表者氏名)	
様	
松本市長	
松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程に違反する行為を確認したので、松本市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分要綱第6条の規定により指導します。 今後は、このような違反行為のないよう、下水道法及び関係法規並びに松本市下水道条例及び関係規程を遵守の上、業務を行うよう十分留意してください。	
記	
違反項目	
違反行為に対する 点数の付与	点
累積点数等	点
その他留意事項	今回付与された点数は、付与された日(指導通知書記載の日付)から2年間は消滅しません。この期間内に再度違反行為があったときは、点数が累積加算されます。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）